附属機関の委員の公募 (条例第20条)

【公募委員】(附属機関等の区分別時系列比較表)

平成23年4月1日現在

(単位:機関,人,%)

_													
	附属機関等の区分	機関数		公募委員がいる機関数		公募委員数		公募委員比率					
		H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23
A	国の法令に基づく必置の附属機関	22	22	19	1	1	1	1	1	1	14. 3	14. 3	14.3
В	国の法令に基づく必置の附属機関(市職員のみ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
С	国の法令に基づく任意の附属機関	14	16	16	10	11	12	22	25	26	15. 4	16.0	15.6
D	条例に基づく附属機関	27	27	29	9	10	12	12	13	17	12.5	12.9	13.5
Е	国の法令に基づく必置附属機関類似機関	10	10	9	1	1	2	2	2	4	11. 1	11. 1	12.5
F	国の法令に基づく市職員のみの必置機関												
G	国の法令に基づく任意の附属機関類似機関	7	7	10	1	1	1	2	2	2	16. 7	16. 7	15. 4
Н	市規則等に基づく類似機関(外部委員含む)	39	46	42	13	16	13	25	27	21	14. 7	12. 7	12.4
Ι	市規則等に基づく類似機関(庁内検討委員会)									//			
J	実行委員会(外部委員含む。)									/			
K	実行委員会(市職員のみ)									/			
*	計 (A~E, G, H)	119	128	125	35	40	41	64	70	71	14. 3	13.8	13.8

- ○附属機関等(A~E,G,H)のうち公募委員がいる機関数は、平成22年の40機関から1機関(2.5%)増加して41機関となった。
- ○附属機関等 $(A \sim E, G, H)$ の委員のうち公募委員の数は、平成22年の70人から1人(1.4%)増加して71人となった。
- 〇公募委員 $(A\sim E, G, H)$ がいる機関(委員数: 514人)の公募委員の比率は、平成22年と同ポイントの13.8%であった。なお、委員総数 $(A\sim E, G, H)$ に占める公募委員の割合は、4.8%となった。

附属機関等の委員の公募状況調査結果

(平成22年4月1日から平成23年7月31日までに募集した公募委員について調査)

資料2-2

平成23年8月8日現在

	附属機関等の名称	委員数	公募委員数 (応募人数)	公募委員 の割合
1	屋島会議	14人	3人(23人)	21.4 %
2	たかまつ男女共同参画プラン策定懇談会	12人	2人(4人)	16.7 %
3	高松市水環境協議会	14人	2人(7人)	14.3 %
4	高松市総合都市交通計画推進協議会	20人	2人(6人)	10.0 %
5	高松市協働づくり委員会	7人	1人(4人)	14.3 %
6	高松市市民葬儀運営協議会	13人	2人(4人)	15.4 %
7	高松市スポーツ振興審議会	10人	1人(4人)	10.0 %
8	高松市市民文化センター運営協議会	9人	1人(3人)	11.1 %
9	高松市こども未来館(仮称)基本構想検討委員会	13人	2人(10人)	15.4 %
10	高松市美術館協議会	15人	2人(7人)	13.3 %
11	高松市歴史公文書等の保存および利用に関する懇談会 (※8/9まで募集)	10人(予定)	2人(5人)	20.0 %
12	高松市行財政改革推進委員会	10人	2人(15人)	20.0 %
13	高松市高齢者保健福祉計画推進懇談会	14人	2人(12人)	14.3 %
14	高松市放課後子どもプラン推進委員会	13人	2人(3人)	15.4 %
15	高松市廃棄物減量等推進審議会	13人	2人(6人)	15.4 %
16	高松市農業基本対策審議会	10人	1人(1人)	10.0 %
17	高松市コンパクト・エコシティ推進会議	15人	2人(11人)	13.3 %
18	高松市自転車等駐車対策協議会	14人	2人(14人)	14.3 %
19	高松市市営住宅長寿命化計画策定懇談会	9人	1人(1人)	11.1 %
20	高松市消防防災等のあり方検討委員会	15人	2人(2人)	13.3 %
21	高松市立病院を良くする会	8人	1人(6人)	12.5 %
22	高松市上下水道事業経営懇談会	14人	2人(10人)	14.3 %
23	高松市小中学校校区審議会	10人	2人(2人)	20.0 %
24	高松市少年育成センター運営協議会	15人	2人(4人)	13.3 %
25	高松市歴史資料館等協議会	10人	1人(3人)	10.0 %
26	高松市図書館協議会	12人	2人(10人)	16.7 %
		319人	46人	14.4 %
	O + # '# !b			

〇応募資格

(1) 高松市内に住所を有する(居住する)方または通勤・通学している方で, 20歳以上の方 (ただし,市議会議員および市職員を除く。)

(2) (1)の要件のほか、「その責務を誠実に履行できる方」を加えている

(3) (1)の要件のほか、「その分野に関心がある方」や「経験がある方」を加えている 2機関

(4) (1)の要件のほか、「平日の昼間に年3回程度会議に出席できる方」を加えている 1機関

(5) (1)の年齢制限が18歳以上

1機関

(6) 高松市内に住所を有する40歳以上の方

1機関

2機関

(7) その分野全般について意見、提言することができ、年2、3回の会議に参加できる方

1機関

〇公募の周知方法

(1) 市ホームページ26機関(2) 広報たかまつ21機関(3) 支所・出張所等20機関(4) その他(スポーツ施設,図書館など)

〇選考方法

(1) 書面審査および面接1 4機関(2) 書面審査のみ1 2機関

〇選考基準

- (1) 協調性, 積極性, 表現力, 業務適正など がほとんど
- (2) その他 (現在行っている市民活動状況,社会教育支援のボランティア活動状況,消防・防災活動の経歴など)

〇合否通知方法

(1) すべて、採用・不採用とも本人あて文書で通知

◎課題

委員総数に占める公募委員の割合が少ないので、公募委員をさらに増やす必要がある

附属機関等の委員の見直しについて

1 見直し検討項目および見直し案(参考:中核市調査結果)

「附属機関等について」の中核市調査結果

調査概要: 平成23年4月に、郡山市・盛岡市・いわき市を除く中核市

37市と徳島市の計38市を対象に調査を実施した。

(1) 委員定数

高松市附属機関等の設置,運営等に関する要綱において,特別の事情がある場合を除き,15人以内としている。

15人以内: 6市

20人以内: 15市 明確な設定基準なし: 17市

20人以内としている割合が高いが、(2)で公募委員を別枠とし、さらに割合を高める。

→ <u>公募以外の委員は15人以内とする</u> に変更する

(2) 公募委員の割合

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針において、原則、 委員定数の1割以上かつ1人以上の枠を設けて公募すると規定している。

10%:3市(宇都宮市,高崎市,長崎市)

15%:1市(前橋市)

20%:5市(旭川市,富山市,長野市,岐阜市,岡崎市)

30%:1市(川越市) 50%:1市(青森市)

明確な設定基準なし:27市

基準を設定している市のうち、20%としている割合が高い。

→ <u>公募委員以外の委員数の2割を下らない人数を公募する</u> に変更する

(3) 委員の委嘱に係る制限

ア 年齢制限

要綱において、委員に委嘱する時に年齢75歳以上の者は、委員にすることはできない(公募による場合を除く。)旨を規定している。

<上限> <下限>

69歳まで:1市 20歳以上:2市

70歳まで:3市 公募委員のみ20歳以上:3市

在任中75歳を越えない:1市

75歳まで:4市 明確な設定基準なし:24市

基準を設定している市とは、大きく乖離していない。

→ 変更なし

イ 再任する場合の年数

要綱において、その在任期間が引き続き10年を超えないようにする旨を規定 している。

5年: 1市 12年:1市

6年: 6市 連続2期:1市 8年: 4市 連続3期:1市

10年:14市 明確な設定基準なし:10市

基準を設定している市のうち、10年としている割合が高い。

→ 変更なし

本市の再任状況【参考】 * 併任している者は重複あり

全委員数1,472人のうち 5~6年:250人 9~10年:59人 7~8年:122人 11年以上:66人

ウ併任可能な機関数

要綱において、「既に他の附属機関4機関以上の委員となっている者は、委嘱 しないこと」と規定している。

2機関:1市 5機関:15市

3機関:7市 明確な設定基準なし:9市

4機関:6市 ※ その他(あて職を除いている市):2市

5機関以内としている市の割合が高いが、本市の基準の方がより多くの市民が 登用できる。

※ 本市の併任状況【参考】

全委員数1,472人のうち 3機関:64人 6機関:10人 4機関:26人 7機関以上:10 7機関以上:10人

5機関:10人

2 要綱等の見直し

平成23年8月16日開催の高松市自治推進審議会において、現状および上記の見直 し内容を説明後,現行の要綱等を再整備する。(年内)

3 改正要綱の施行日

平成24年4月1日施行(予定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関および懇談会・協議会等の適正な設置および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により法律または条例に基づき設置されたものをいう。
- 2 この要綱において「懇談会・協議会等」とは、各種団体の代表者等により 市民の意見を本市の行政に反映させることを主な目的として規則、規程、要 綱等に基づき設置されたものをいう。

(附属機関の設置)

- 第3条 附属機関の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 所掌事務は、弾力的に対応できるよう、適切な範囲のものとすること。
 - (2) 設置目的に永続性のないものは、存続期間を定めること。
 - (3) 委員の定数は、15人以内とすること。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(附属機関の廃止および統合)

- 第4条 既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するもの については、廃止または統合を検討するものとする。
 - (1) 社会経済情勢の変化により著しく必要性が低下したもの
 - (2) 所期の目的を達成したもの
 - (3) 活動が著しく不活発なもの
 - (4) 設置目的および所掌事務が他の附属機関と類似し、または重複しているもの

(附属機関の委員の委嘱)

第5条 附属機関の委員の委嘱に当たっては、設置目的に応じて、市民の幅広 い層からの意見の反映および公正性の確保を図るとともに、次の事項に留意 するものとする。

- (1) 委員への女性の登用については、高松市における審議会等委員への女性の登用推進要綱(平成8年3月6日制定)の定めるところによること。
- (2) 市議会議員および市職員は、委員に任命しないこと。
- (3) 委員に委嘱する時に年齢 7 5 歳以上である者は、第 3 項に規定する公募による場合を除き、委員にすることはできない。
- (4) 委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないようにすること。
- (5) 既に他の附属機関4機関以上の委員となっている者は、委員に委嘱しないこと。
- 2 前項の規定は、委員に委嘱しようとする者が当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者である場合、専門的な知識、経験等を有する者が他にいない場合その他特別の事情があると認められる場合には、適用しない。
- 3 委員については、「高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針」(以下「指針」という。)の定めるところにより、原則として、 一定の枠を設けて公募するものとする。

(附属機関の運営および会議)

- 第6条 附属機関の運営に当たっては効果的かつ効率的に行い,会議の開催は 必要最小限にとどめるものとする。
- 2 会議の透明性の確保に努めるため、会議は、指針の定めるところにより、 原則として公開するとともに、会議記録等を審議経過等が明確になるよう作 成するものとする。

(懇談会・協議会等の設置)

- 第7条 懇談会・協議会等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 懇談会・協議会等の適切な運営を図るため、要綱等には、設置目的、協議事項、設置期限ならびに構成員の数、選任区分および任期を明らかにすること。
 - (2) 構成員の定数は、15人以内とすること。ただし、幅広く各界の意見を求める必要があること、その他特別の事情があると認められる場合は、こ

の限りでない。

(3) 懇談会・協議会等の名称には、審議会、審査会または調査会という表現は用いないこと。

(懇談会・協議会等の構成員の選任等)

- 第8条 第5条の規定は、懇談会・協議会等の構成員の委嘱について準用する。
- 2 第6条の規定は、懇談会・協議会等の運営および会議について準用する。 (事前協議等)
- 第9条 附属機関または懇談会・協議会等を新たに設置する場合および附属機 関の委員または懇談会・協議会等の構成員の委嘱を行う場合は、事前に関係 部長等と協議を行わなければならない。
- 2 附属機関の委員または懇談会・協議会等の構成員の委嘱を行う場合は、総 務課長および総務課文書係長の審査を受けなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第5条および第8条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に行う最初の附属機関の委員または懇談会・協議会等の構成員の委嘱から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第3項の規定は、平成13年7月1日以後に行う委員の委嘱から適用する。

附則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

1 目 的

この指針は、附属機関等の会議の公開および委員の公募について定め、その透明性を高めるとともに、市政への市民参加を推進し、市政に対する市民の理解を深めることを目的とする。

2 対象

対象とする附属機関等は,「法令,条例または要綱等に基づき,市の行政 執行の前提として必要な審査,審議,調査等を行うため設置されたもの」と する。

3 公開基準

会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。

- (1) 高松市情報公開条例 (平成12年条例第39号) 第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより公正または円滑な審議が著しく阻害され、 会議の目的が達成できなくなると認められる場合

4 公開の決定および方法

会議を公開するか否かの決定は、前項の公開基準に基づき、当該附属機関等が行い、公開は、報道機関に公開するとともに、傍聴を希望する者にこれを認めることにより行うものとする。

5 会議開催の周知

公開する会議の開催については、報道機関への資料提供その他適切な方法 により、その周知に努めるものとする。

- 6 会議記録の作成および公表
 - (1) 附属機関等は、会議の公開、非公開にかかわらず、その会議が終了した後、速やかに、当該会議の会議記録を作成するものとする。
 - (2) 附属機関等は,前項の会議記録を,会議終了後2週間以内に公表するものとする。

7 委員の公募

附属機関等の委員は、原則として、委員定数の1割以上かつ1人以上の枠を設けて公募するものとする。ただし、公募することが適当でない特別の事情がある場合は、この限りでない。

8 委 任

この指針の運用に当たって必要な事項は, 別に定める。

附則

この指針は、平成13年4月1日から施行する。

第6項の規定は、平成13年7月1日以後に行う委員の委嘱から適用する。

附則

この指針は、平成18年10月1日から施行する。